

就職氷河期世代等支援事業運営業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点	配点	
	大項目	小項目
【業務目的の理解度】	5	
○ 就職氷河期世代等への就労支援に関する課題とその対策について ・ 就職氷河期世代等への就労支援に関する課題とその対策について、実務経験に基づく具体的な見識を有し、本事業に必要な対策が提起されているか。		5
【業務の実施方針】	65	
① 相談窓口運営業務 ・ 支援対象者に効果的に周知できるような提案であるか。 ・ 支援対象者及び企業が利用しやすい相談窓口となっているか。		20 (10) (10)
② カウンセリング業務 ・ 就労支援方針の検討・策定から、就職決定後の職場定着支援までの内容は適正な提案となっているか。 ・ 不採用となった場合の原因解決について十分な対策を検討しているか。 ・ 支援対象者が魅力的に感じるようなセミナーを実施する提案であるか。		25 (10) (5) (10)
③ 求人等開拓業務 ・ 支援対象者の個々の状況に応じた求人先企業を紹介できる提案であるか。 ・ 職場定着のための支援は充実しているか。		15 (10) (5)
④ 個人・企業情報の取扱いについて ・ 個人・企業情報が漏えいすることのないよう、十分な対策が講じられているか。		5
【業務の実施体制等】	30	
① 実施体制について ・ 業務を進めるための実施体制が整っているか。		10
② 類似業務の実績 ・ 本事業に活かせるような、就職氷河期世代等への就労に関する支援実績をどれだけ有しているか。		20
合 計	100	100

【留意点】

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、最高得点が、本市の求める最低限の水準（100点中60点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ※ 大項目において0点の項目が1箇所でもある場合、その提案は無効とする。